

令和6年度 第2回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 議事録(要旨)

●日時、出席者等

日時	令和6年12月19日(木) 午後6時00分～午後7時50分
会場	岩見沢市役所4階 委員会室1
出席委員等	出席委員12名 (欠席委員3名)
事務局	5名

●議事録(要旨)

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 議題

(1) 第3次プランの中間見直しに係るアンケート調査結果について

①「市民アンケート調査結果」について

(事務局から説明)

現行計画の第3次いわみざわ男女共同参画実践プランは、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画であり、「施策の内容」について、5年間で見直しを行うこととしております。

また、計画期間中においても、国・道の動向や社会情勢の変化、プランの進捗状況により見直しが必要な時は、その状況に応じて見直しを行うこととしております。

来年度、令和7年度は計画の5年目であることに加え、令和6年4月1日から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、困難女性に係る計画策定が市町村の努力義務となっていることから、現行プランへの位置づけを検討することを含めたプランの見直しを予定しております。

それに伴い、男女共同参画に関する市民意識の現状把握とプラン見直しの基礎的な資料とするためアンケート調査を実施し、その結果から見えてくる課題を個別施策の「見直し」につなげるため、分析を行ったところでございます。

本日は委員の皆様にはアンケート結果についていろいろなご意見をいただき、アンケート調査結果から見えてくる現状と課題について、今後の見直しの骨子案として反映させていきたいと考えております。なお、見直しについての具体的な検討は、来年度を予定しております。

市民向けアンケートについては、令和6年度の第1回の委員会において、委員の皆様からいただいたご意見を質問項目に反映し、令和6年9月6日から9月30日までの期間で、18歳以上の市民2,000人を対象として実施し、有効回収数は636件、有効回収率は31.8%となりました。

ー 市民向けアンケートの調査結果について資料を基に説明 ー

(委員長)

委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。

(委員)

質問内容が令和元年と今年との間にコロナ禍を経ていることが、結果に表れていると思います。問35の「DV等の暴力の防止のための取組みや相談窓口を充実させる」というところが、令和元年はそれなりに回答がありましたが、今年のアナケートでは全くいなかったのは、たまたま返答してくれた方がそこにあまり興味がなかったのか。この結果の変化に疑問を感じました。良い方に考えたら相談窓口がいくつかあるからこれ以上の充実は必要ないと思っているのか、全くたまたま興味がないというか自分事と捉えていない回答が多かったのか。それはアナケートに答えてくれた方しかわからないとは思いますが、こんなに顕著に減るのは珍しいと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。市としても、おっしゃる通りはっきりとした理由はわからないのですが、今のこの設問の部分でDVの相談窓口を充実させるというのが0人になってしまったことや、DVを経験した時に相談しなかった割合も高い結果となっています。このあたりは気になっているところではございますが、まずは、相談窓口の周知等を行い、きちんと相談してもらえそうな環境を今後検討していく必要があると思っております。

(委員)

市のDV相談は何人ぐらいの体制で行い、どのような周知をされていますか。

(事務局)

現在、男女共同参画担当の2名が主に相談を受けています。相談窓口の周知については、小さなカードを作成し、市の公共施設や市内商業施設で配布しています。

(委員)

相談数としては増えているのでしょうか。

(事務局)

DV相談数は増えています。特に、最近は困難な問題を抱えているなという女性からの相談が増えていると感じます。

(委員)

実際に増えているのは良いことで、このアナケートに答えた人が相談に関係していないなど、たまたま0人で、「窓口を充実させるという」ことを書かなかっただけであって、相談自体が増えているのであれば良い傾向なのではないかと思います。

(委員長)

コロナ期に内閣府でDV相談プラスというオンラインでの相談体制を作りました。特にコロナ期は外に行けなかったということもあって、DV相談プラスは全国的に見れば相談数が結構多かったと思います。そういうのも知っていて充実させるというよりは、その実行力がある体制を岩見沢の中できちんと作ってほしいということではないかと読めるような気がしました。

困難女性のところもそうだと思いますけど、やっぱり相談受けた後に岩見沢の中でそういう人たちに対してどういった支援を行っているか。例えば、母子寮やシェルターがない中で、実際、岩見沢でどう対応するのかという話になるわけですから、そういうところを含めて個々に考えていただければと思います。

(委員)

母子寮やシェルターがない中で相談受けた時にどこにつなげているのでしょうか。北海道の施設を紹介しているのでしょうか。

(事務局)

北海道の施設等に相談してつなげています。シェルターへの避難が適切では、という時、まずこちらから受け入れ可能かを相談させてもらうところから相談しています。なお、最近の傾向としては、シェルターに逃げたくないという方もいらっしゃいます。

(委員)

NPO法人の民間シェルターも岩見沢にはないので心配です。民間シェルターにつなげることはありますか。

(事務局)

民間シェルターも、北海道が窓口になっていますので、まずは一度、北海道に電話し、「この方の場合には民間シェルターが受けてくれますよ」というような形でつなげることになります。

(委員)

北海道は民間シェルターが頑張っていると思います。岩見沢市にはないので、きっと逃げるのにも躊躇するのではと思いました。

(事務局)

岩見沢市の場合は、市で住宅を早急に手配してそこに入ってもらおうという対応をしています。シェルターが嫌だといった場合は、そういった対応しかできません。岩見沢市以外の別市町村に行った場合、全ての市町村がそういったことができるわけではないと思うので、市外に逃げたいといった方はどうしてもシェルターになってしまうという傾向があります。

(委員)

シェルターに逃げたくないという人が一定数いらっしゃるというのは、どういう理由でしょうか。札幌に行くということに対する抵抗感があるということでしょうか。

(事務局)

北海道の施設に入ると、身を守るために、携帯電話などの通信機器を預けます。また、外出ができない、禁煙など色々なルールがあり、その中でしばらく滞在しなければならないというところで、「私はちょっといいです」という方がいらっしゃいます。また、年齢の高い男の子は一緒に入所できないとかというものもあります。これは、北海道の施設の場合で、民間のシェルターではある程度許容してくれるという話もあります。

(委員)

そうすると、シェルターの仕組みというか性質が、あまり行きたいという気持ちを起こさせないというか。要するに、札幌という遠いところに行くこと自体に行き

たくないっていう抵抗感があって行きたくないっていうのであれば、この地元になにかしらそういうものを作らなければならないという話になるでしょうし。今のお話を聞いているとそもそもシェルター自体の問題だというのであれば、また違う議論になるのかもしれないなと思い、お聞きしました。

(委員長)

民間シェルターの場合には、生活の制限っていうのはかなり少ないはずで、問題になっているのは北海道の施設の方です。そこでは通信機器は一切ダメ、子どもと一緒に逃げても学校・保育園は行けません。入所者同士の会話もほぼ禁止というような状況で受け入れがされているそうです。これは北海道だけではなくて、全国的なもので、コロナを機にDV被害者がかなり増えていますが、国が認めている各都道府県にあるシェルターの利用は、統計的に見ればどんどん減ってきています。減ってきている理由は、先程お話に出ましたように、やはり集団生活の厳しさが必要以上に求められている点になります。例えば、警備員を配置するなど、安全が確保できるような環境を作れば本来する必要のない通信機器の制限まで被害者にかけているなどの問題があります。

だから別にそういう意図でご質問なさったわけではないと思いますけれども、自分勝手というようなことで逃げたくないと思っているわけではないと、私は思っています。

(委員)

問24の「家庭における教育を充実させる」「学校における教育を充実させる」という結果が、令和元年と令和6年とで「学校」に期待するのが増えていて「家庭」のほうがちっと減っています。ここは学校も色々してくれているというところで、実際にそうだからこういうふうになっていると思いますが、どちらも上がってほしかったと思います。家庭で自分の子に責任持って、暴力ダメだによって教えていきたい気持ちがあり、なんでもかんでも学校にやってもらおうというのは大変だと思うので、人として基本的なところはむしろ家庭の方で教えていくべきだと。理想ですが、ここは増えてほしかったなというのが感想です。

(委員)

37ページの間33では「安心できる居場所」という回答が一番多くなっています。「安心できる居場所」とは何なのかっていうところと、隣の間32では「経済的なこと」が一番多くなっています。その結びつき（関連性）をわかる範囲で教えていただければと思います。

「安心できる居場所」とは、何を指しているのでしょうか。前の設問では主な問題が「経済的なこと」と回答する人が一番多いのに、そこから回復するために必要なものが「安心できる場所」というのが何を指して言っているのかわかりません。

(事務局)

困難な問題を抱えている状況の一つとして、経済的なところはやはり大きいと考えています。居場所というのは我々もはっきりしたところはわかりませんが、きちんと安全に暮らせる場所ととらえています。それこそ、暴力を受けている方、虐げられている方というのが困難女性であり、DVを受けている人もそうですし、それ以外の理由で生活に困っている人も含めて困難女性として捉えていまして、

総じて、経済的なことでも困っている人が多くいらっしゃいます。また、安全で心を落ち着かせてきちん暮らしていける場所がない人も同様に多くいらっしゃいます。

(委員)

札幌市はハウスの女性を住まわせてくれる「Asyl（あじーる）」、ホームレスの男性を住まわせてくれる「れおん」など4つほどあり、札幌市が金銭的に支援していますが、岩見沢市にはそのような施設とかはないのでしょうか。母子寮もないのでしょうか。

(事務局)

岩見沢市にはありません。母子寮也没有ありません。

(委員)

シングルマザー等が暮らしていくには、母子寮といった施設が安心できる居場所になるのではないかと思います。札幌市と岩見沢市は規模が違うので仕方がないことかもしれませんが、そういうところで札幌市と比べると安心できる居場所がないということになるのだと思います。

(事務局)

おっしゃるとおりでして、家族から虐待を受けている方についても結局、岩見沢市は施設がないものですから、基本、市でやる場合は住宅を手配するといった対応になっているのが現状でございます。

(委員)

今ほどの話を聞きますと、岩見沢市には何もないというような捉え方になるかと思うんですが、市でやる場合は住宅を手配するといった対応になっているということではありますが、市としては、今後、何が必要になるとお考えですか。

(委員長)

居場所については、住む場所という意味だけではありません。経済的に困窮してる人はやっぱり孤立しています。虐待を受けている人やDVを受けている人もそうだと思いますが、そういう人を住宅にただただ入れては結局孤立したままになると思います。そこに対してアウトリーチ、支援をしていくことが居場所をつくることにつながるのですが、今後、どのようにかけていくおつもりが市の方であるのかをぜひともお聞きしたいと思います。

(事務局)

市は今後、困難女性の相談体制については強化をする予定がございます。施設的なものは岩見沢市の規模では難しいと考えておりますが、より寄り添った支援をするためには、現在の2人体制で相談対応では難しいと考えていまして、その体制強化を検討しております。予算の関係もありますので、現時点ではここまでの回答になります。

②「事業所向けアンケート調査結果」について

(事務局から説明)

「男女共同参画に関するアンケート調査報告書（案）」の41ページからが事業所向けアンケート調査結果となります。こちらも市民アンケートと同様の期間で、岩見沢市に拠点を置く500の事業所を調査対象として実施しており、有効回収

数は223件、有効回収率は44.6%となりました。

ー 事業所向けアンケートの調査結果について資料を基に説明 ー

(委員長)

委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。

(委員)

制度的なものは事業所の規模によって差があると思いますが、その辺りの考察を教えてくださいと思います。たぶん、岩見沢市は中小企業が多いので、制度を取り入れたくて難しいというところが多いのではないかと思います。

(事務局)

今回の調査では、事業の規模別でも回答の集計を行っています。本日お渡ししている調査報告書では複雑になったり細かくなったりするので載せておりません。おっしゃるとおり、全体的に大規模な事業所の方が制度を取り組むことができている状況ですが、小規模事業所になればなるほどその制度に適切に取り組めていない状況となっています。

今後、議事録送付させていただく際に見せ方を考えて作らせていただきたいと思います。その中で実際にアンケート集計結果に載せるかどうかは検討させていただきます。

※後日回答

別紙 男女共同参画実践プラン推進委員会 後日回答「1 事業所アンケートの育児・介護に係る制度を設けている事業所（規模別）」のとおり

(委員)

ひとつの事業所単体では難しいことでも、複数の事業所が力を合わせればできることがあるのではないかと思います。今、市町村でも広域で取り組んでいることもありますから、そういったことも考察の中に含めた方がいいのではないかなと思っています。これは意見です。

(委員長)

育児休業のところになります。わかりやすいのでいえば、54ページの設けている制度というのがありまして、一番上の育児休業制度で、検討中が16.6%で導入予定がないが11.7%となっていますが、育児・介護休業法で、必ず設けなければならないとなっていると思います。その辺りはどのようにお考えになりますか。

(事務局)

これについては調べさせていただいて、回答させていただきます。

※後日回答

別紙 男女共同参画実践プラン推進委員会 後日回答「2 事業所アンケートの調査結果と育児・介護休業法の整理」のとおり

(委員長)

最後に、前半の市民アンケートの方でもよろしいので、ご質問ご意見などありましたらお願いします。

(委員)

地域の防災とか災害復旧とかこういった活動の中でもアンケートはありますけれども、岩見沢にも防災組織あると思うんですけど、その中での女性の位置づけとかそういったことについてわかっていることがあれば教えてください。

これからの防災組織の中にその位置づけをしっかりとすること大事だと思います。最近の災害の報道を見ている、女性の視点を入れないと駄目であることは明らかです。ですから、そういうところをもっとアンケートを基にしながら、強化・推進をするとか、対策を練っていくとか、そういったところが大事なかなと思います。

(事務局)

市の防災対策室に女性の職員は1名配置されています。市職員のリーダー研修でも男性・女性問わずリーダーになれるようにということで避難訓練などを行っています。この他、女性の防災士さんたちだけの会議を開催して、女性の視点からの避難所運営や、女性が積極的に参加できる環境づくりの協議を行っています。今後は町会の女性役員を会議の参加対象として拡大していきたいと防災対策室から聞いております。

(委員)

25ページの「性別に関わらず、日頃からのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」と、たまたま令和6年度は下がっているということで、

社会福祉協議会では、災害になった時にどういうボランティアセンターを運営するか、そして各地から来るボランティアの方を有効にするためにどういう手続きをしたらいいかなどの訓練を令和元年に開催して以来行っておらず、先日5年振りに開催しました。この間、訓練がなかったものですから、顕著にこの数字が出てきているのかなと感じています。

やはり、何をどのようにやっているのかということを知っていただくためのPRは、このような年1回の訓練だけではなく、様々増やしていかないといけないように思います。最近の災害は大規模なものが多いですし、今冬の雪は大変な量になっています。このように大規模なものは、社会福祉協議会といったようなひとつの事業所だけでは対応できず、地域のつながりが大切になってきます。皆さんの口からも社協こんなことをやっているんだよということを伝えていただければいいなと思います。

(委員)

39ページの問35になります。アンケートに答えてくださった方の要望として、今後こういうことをしなければいけないということを書いてくださったのだと思います。しかし、大変抽象的ですので、例えば「女性に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」と言っても、それぞれが感じ方や持っているものが違うと思います。今後こういうことを参考にしながら、もう少し具体的にやっていると、私達の男女共同参画も前に進むのかなと思います。これらを改善のための取組は、DVなどの暴力防止の取組や相談窓口の充実など、行政が積極的に関わっていけるのではないかと思います。これらの大事な意見を使いながら取り組みを進めていくことが大事だと思います。

(委員)

39ページで、「DV等の暴力の防止のための取組や相談窓口を充実させる」というのが今回0人ということで、なぜ0人なんだろうと思いました。人権擁護委員はDVやLGBTQなどを網羅したような内容で出前講座などの活動をしています。年間通じて、小学校、中学校、高校、養護学校の他、民生委員も対象とした出前講座を行っていますが、そういった活動をしていても、なかなかこういった数字に出ないのだと感じました。どうしたらこういった数値のところに影響してくるような取り組みができないものかと考えております。今後もっと多くの皆さんに知っていただくというところで、どういったことができるかなといったところを考えていきたいと思います。

(委員)

成果指標の中で◎があります。いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議が活動を始めたころは「男は仕事、女は家庭」という考え方が多かったように思います。プランに基づき活動を行ってきた成果として、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人の割合が56.8%から70.1%になったというのは、世の中全体の動きとして評価できるところではないかと思います。それから、セクシュアルマイノリティの認知度についても、90%とすごく浸透しているなと思いますので評価できるのかなと思いました。

(委員長)

その他、みなさんの方からいかがでしょうか。なければ私から質問させていただきます。

市民アンケートでも企業のアンケートでもそうなのですが、一番最初の属性のところで、前回調査と比べてみて偏りとか変化はあるのでしょうか。

何が言いたいかというと、今回の調査では経年比較を行っていますよね。市民も事業所もそうなのですが、回答者属性に大きくズレがあるのであれば、それが岩見沢の政策が進んだから数字が変わったか、それとも回答者の属性が変わったから回答が変化したのかっていうのは、分けて考えていかなければならないと思いますので、やはり回答者の属性を前回と比較して出していただきたいと思います。

(事務局)

回答者の属性の経年比較をまとめ、後日、回答させていただきます。

※後日回答

別紙 男女共同参画実践プラン推進委員会 後日回答「3 市民アンケートの回答者の属性」のとおり

(委員長)

アンケートの年齢になりますが、60歳以上が44%ということで、高齢者が多く、20代が10%、30代が11.2%と少なくなっています。男女共同参画のような計画を策定する場合は、若い人たちが岩見沢で生活していていい街なんだろうと思えるようなものではないと意味がないと思います。岩見沢の場合はどんどん札幌などの大都市に若い人たちが流れていってしまうので、若い人たちが暮らしやすいと思える、若い人に対してきちんとアプローチできるといったところを意識してやられた方がいいんじゃないかなと全体を通して思いました。

(事務局)

おっしゃるとおりかと思います。今回の調査では、年齢毎に人数決めて送りましたが、等しく抽出したものですから、回答いただけた方が高齢の方が多い結果となりました。調査送付の際に若い方に多めに送るといった工夫ももしかしたら必要だったのかなというのは確かにございます。ありがとうございます。

(委員)

若い人に残ってもらえる、選ばれるためには、岩見沢はこれだ！っていうのを出していかないといけないと思います。例えば、南幌町は、比較的小さい町ですが、子育て支援の保育所新しくしたりしています。母子施設ありません。シェルターもないとなったら、札幌に流れて行ってしまうと思います。これは男女共同参画だけではありませんが、岩見沢市は何を売りにしていくかを出していくのが大事になります。農業が主産業の割には、農業の回収率が悪いなと思いました。

(委員)

若い世代が自分たちが声を出したら反映されるんだよといったアンケートの取り方。例えば、大学や小中学校や高等学校とかを対象に、今回の調査のような難しい質問じゃなく、岩見沢にどういうことを期待しますかといった調査など行って、そういう意見を少しずつ集めるのもいいのかなと思います。40歳代ぐらいになってやっと色々なことを考えるようになったと思います。自分のことだけではない子どもたちの未来を考え、活動しているところではありますが、若い世代には、このような会議の意見も大事にしつつ、上の世代の考えてくれたことにしたがうだけではなくて、自分たちが積極手に意見を出していかないと自分たちの未来は暗いよというぐらいの具体的なアクションといったような、イベントの時などにそのような意見を集めるといったことを続けていくのが必要なのかなと思います。若い世代に自分ごとに考えてもらおうという、ただお膳立てするのではないきっかけづくりがいいのかなと思いました。

(事務局)

一度、アンケートを取り終え、集計をした結果、若干年代別の偏りも出てしまっております。ただ、年代別で検証することは可能なので、例えば若い世代(20～40代)がどのように考えているのかといった分析もできようかと思います。本日の意見を踏まえて、年代別、属性別の分析を検討させていただきたいと思います。

4. その他

(事務局)

今年度実施しましたアンケート調査については、本日皆様にいただいたご意見を参考に完成させていきます。また、本日いただきましたご意見等ございますので、そのあたりも整理したうえで皆様に送らせていただきたいと思います。

中間見直しの本格的な検討は来年度から始めることとなります。そのために委員会を4回開催する予定で計画をしております。令和6年3月に第3次プランの中間見直し版を策定したいと考えております。

委員の皆様は任期は3年で令和7年7月までとなっており、令和7年度の任期満了に伴い、今後、新たに推薦依頼や公募などを行ってまいりますのでよろしくお願い

いたします。

議事録については、これまで同様、委員の皆様へ送付し、ご確認いただいた後、ホームページに掲載するなど公表していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

5. 閉会

Ⅰ 事業所アンケートの育児・介護に係る制度を設けている事業所（規模別）

問１０の集計結果を事業規模別に集計しました。育児、介護のいずれも従業員９人未満の小規模な事業所が全体の割合を大きく下回る結果となっています。

問１０ 育児や介護を行う従業員を支援するために、どのような制度を設けていますか。

・育児を行う従業員を支援するための制度【正規職員】

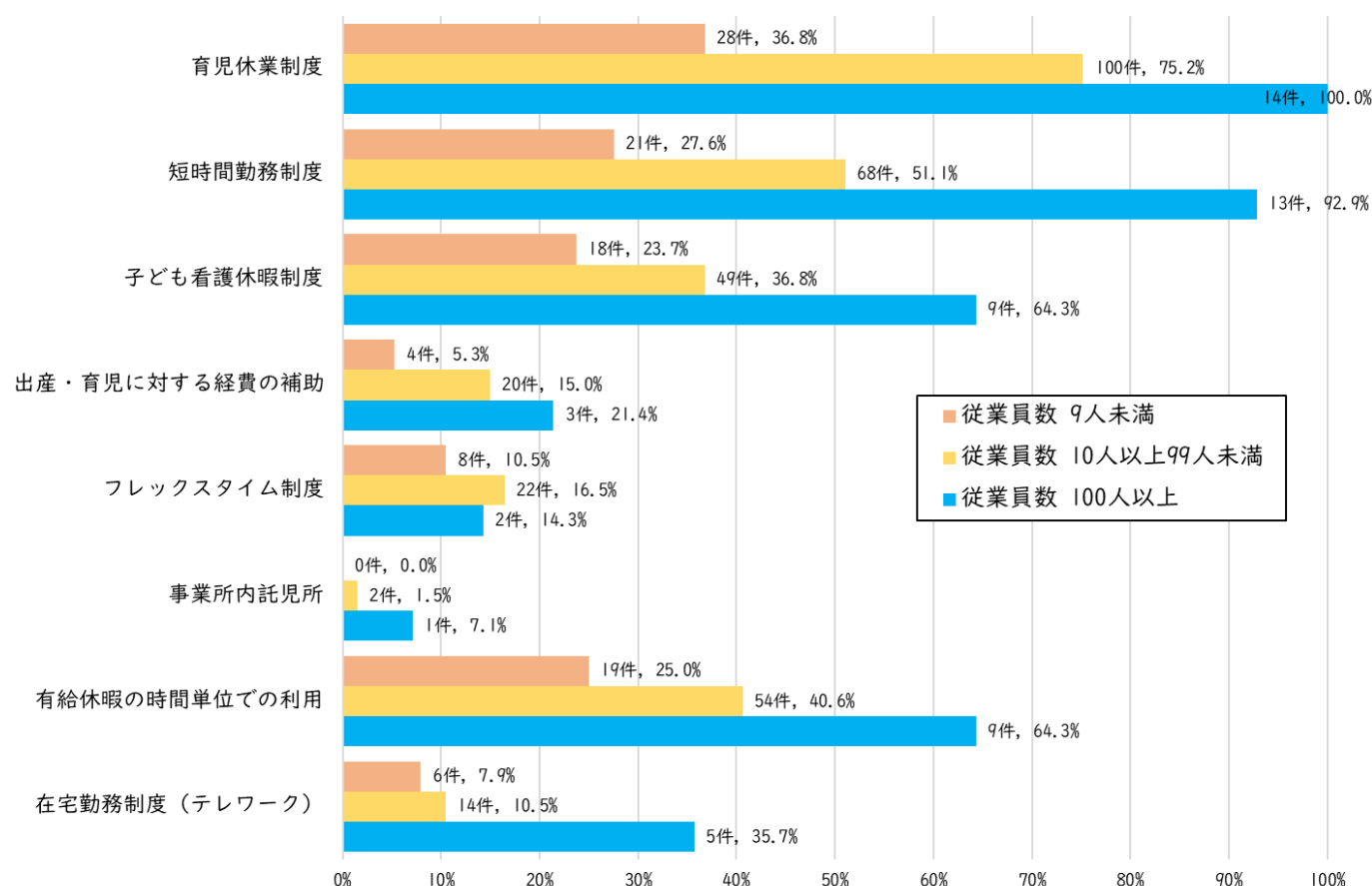
全体的に事業所が小規模になればなるほど制度を設けている割合は低くなる傾向にあります。

育児休業制度の「制度がある」と回答した事業所は、従業員数１００人以上の事業所の１００.０％（１４件）、１０人以上９９人未満の事業所の７５.２％（１００件）、９人未満の事業所の３６.８％（２８件）であり、小規模な事業所が全体の割合６３.７％を大きく下回る結果となっています。

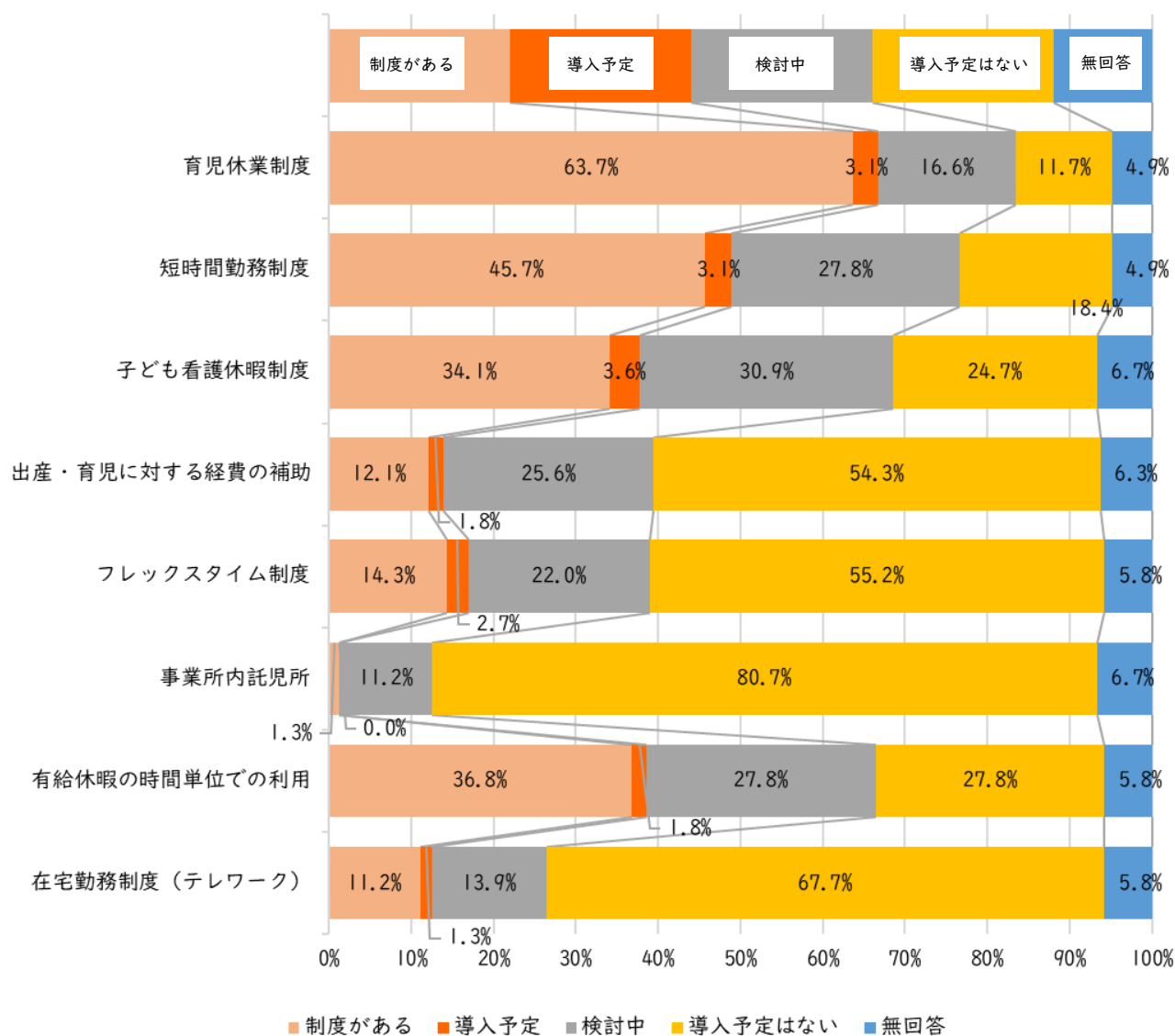
短時間勤務制度の「制度がある」と回答した事業所も同様に、従業員数１００人以上の事業所の９２.９％（１３件）、１０人以上９９人未満の事業所の５１.１％（６８件）、９人未満の事業所の２７.６％（２１件）となっており、小規模な事業所が全体の割合４５.７％を大きく下回る結果となっています。

図表（回答用①） 育児を行う従業員を支援するために、設けている制度【正規職員】

制度があると回答した事業所 事業所規模別（N=223）



図表３－５ 育児を行う従業員を支援するために、設けている制度【正規職員】(N=223)



・育児を行う従業員を支援するための制度【非正規職員】

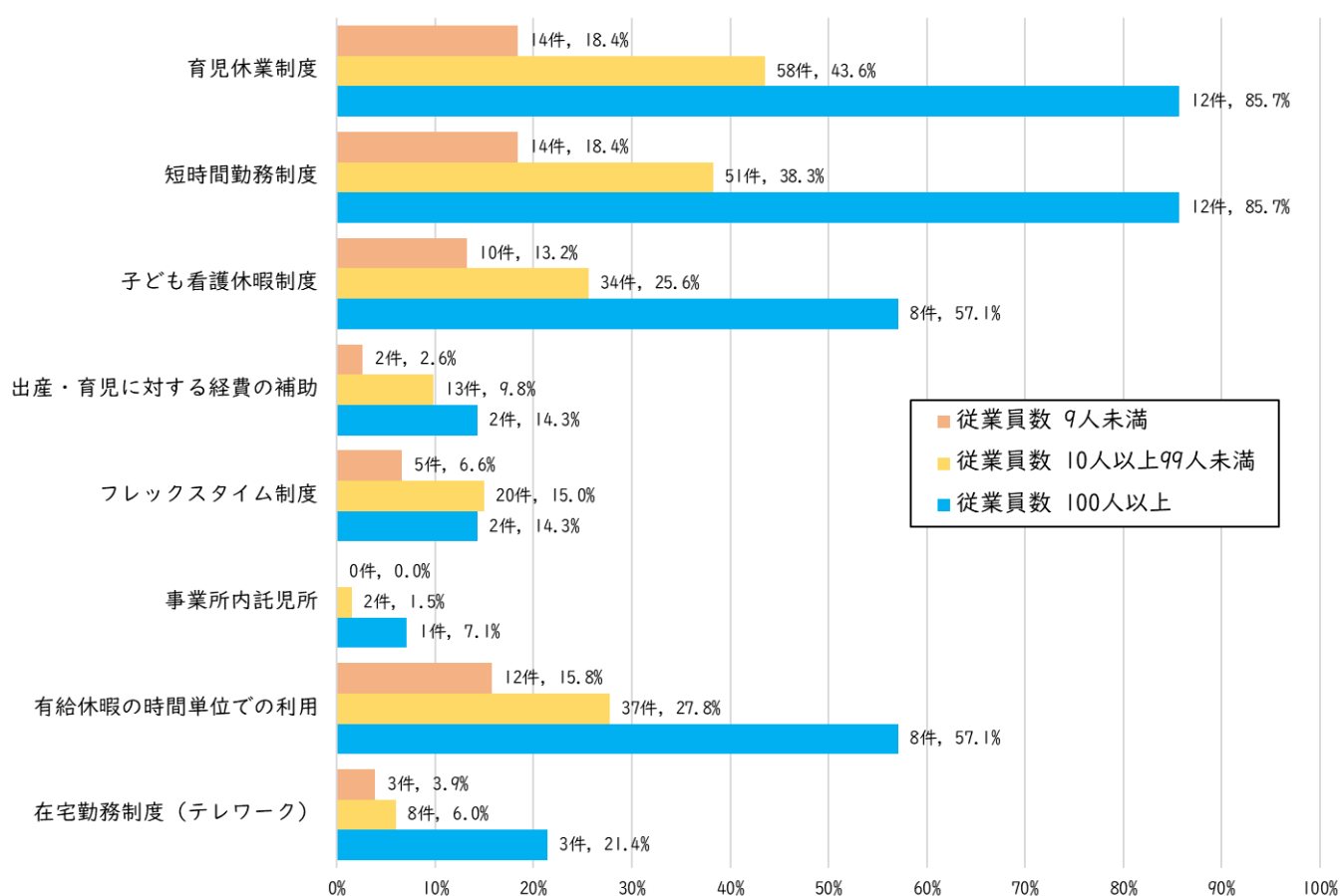
正規職員の場合と同様に全体的に事業所が小規模になればなるほど制度を設けている割合は低くなる傾向にあります。

育児休業制度の「制度がある」と回答した事業所は、従業員数 100 人以上の事業所 85.7% (12 件)、10 人以上 99 人未満の事業所の 43.6% (58 件)、9 人未満の事業所の 18.4% (14 件)であり、小規模な事業所が全体の割合 37.7%を大きく下回る結果となっています。

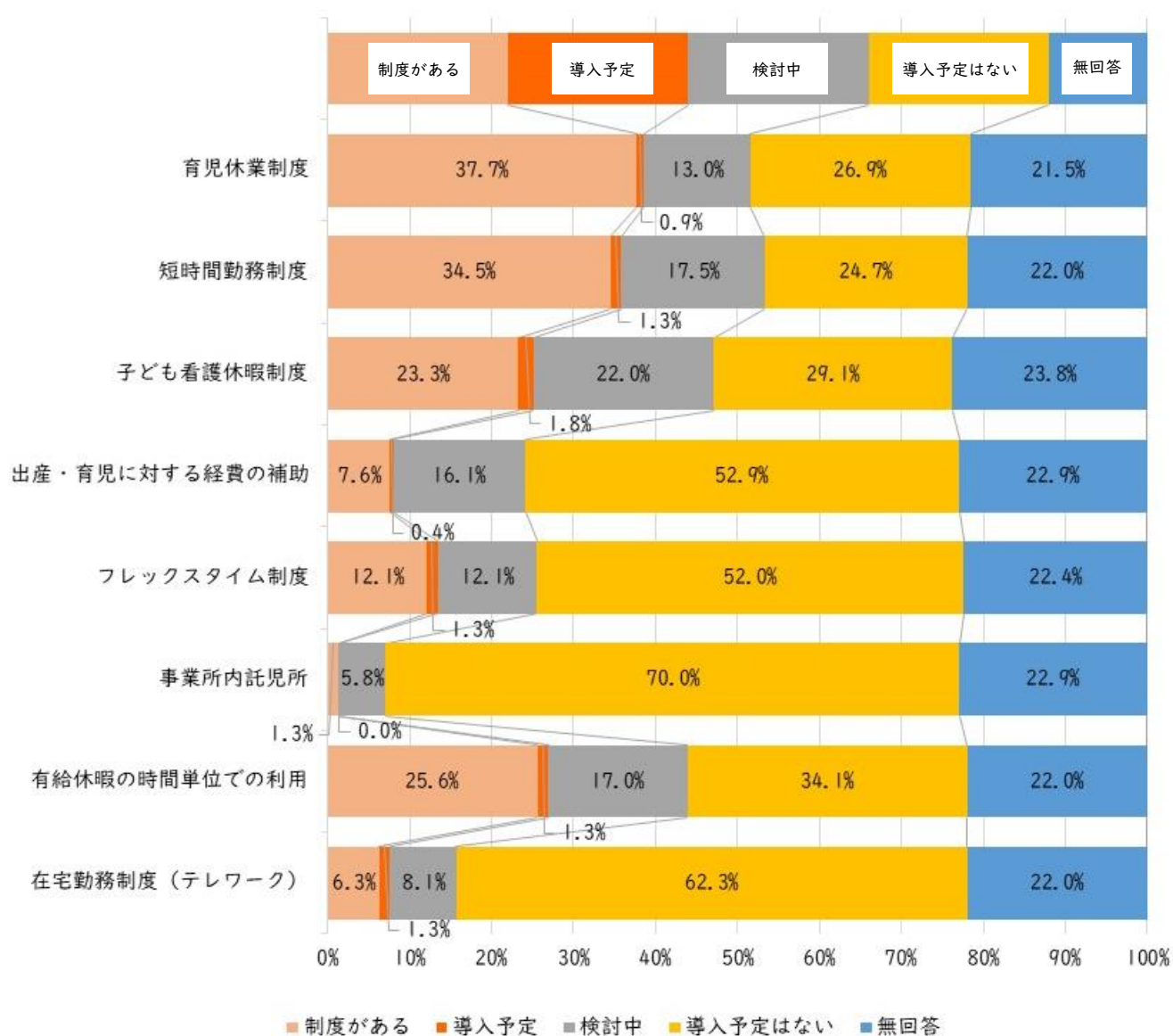
短時間勤務制度の「制度がある」と回答した事業所も同様に、従業員数 100 人以上の事業所 85.7% (12 件)、10 人以上 99 人未満の事業所の 38.3% (51 件)、9 人未満の事業所の 18.4% (14 件)となっており、小規模な事業所が全体の割合 34.5%を大きく下回る結果となっています。

図表（回答用②） 育児を行う従業員を支援するために、設けている制度【非正規職員】

制度があると回答した事業所 事業所規模別 (N=223)



図表３－７ 育児を行う従業員を支援するために、設けている制度【非正規職員】(N=223)



・介護を行う従業員を支援するための制度【正規職員】

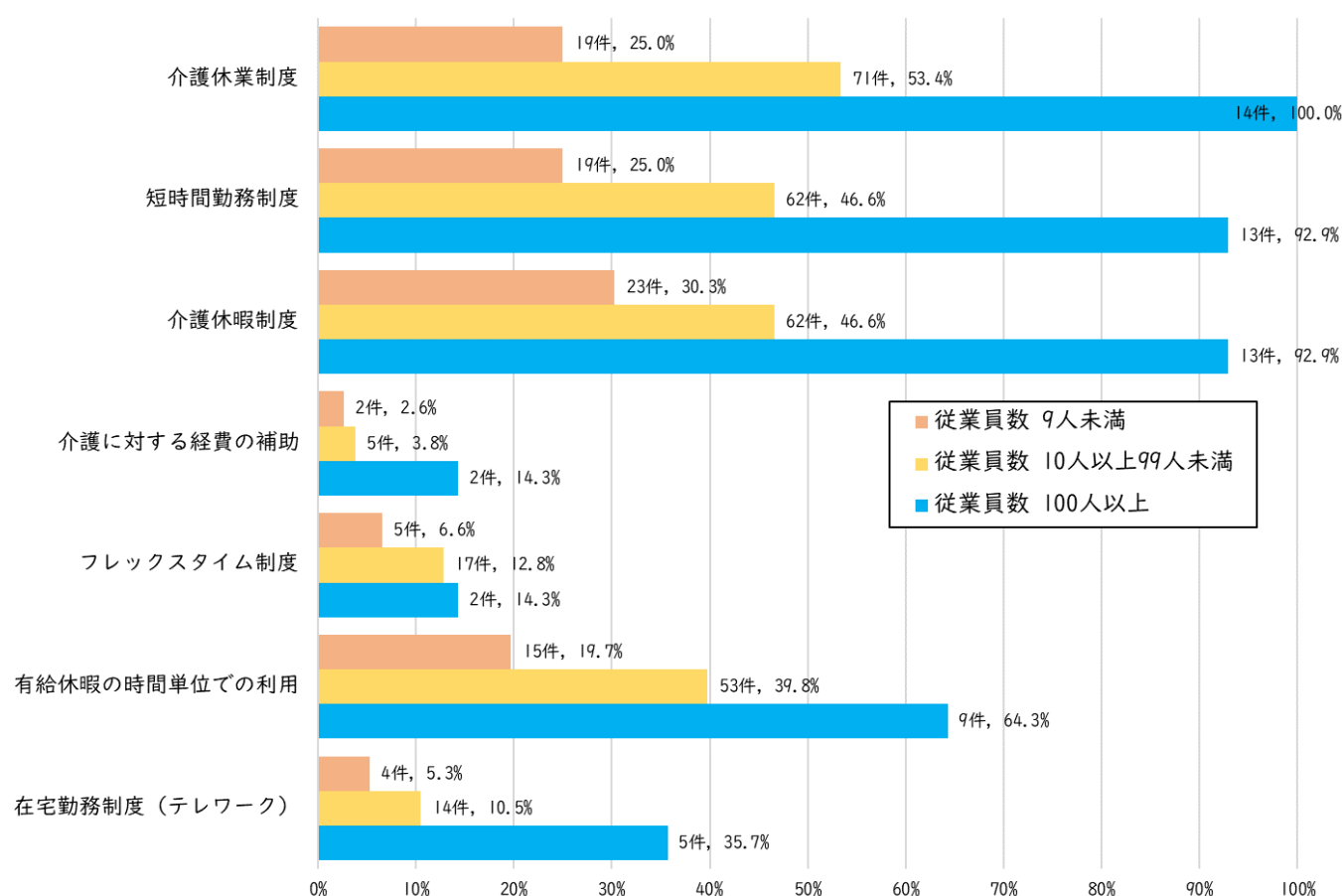
全体的に事業所が小規模になればなるほど制度を設けている割合は低くなる傾向にあります。

介護休業制度の「制度がある」と回答した事業所は、従業員数 100 人以上の事業所の 100.0% (14 件)、10 人以上 99 人未満の事業所の 53.4% (71 件)、9 人未満の事業所の 25.0% (19 件) であり、小規模な事業所が全体の割合 46.6% を大きく下回る結果となっています。

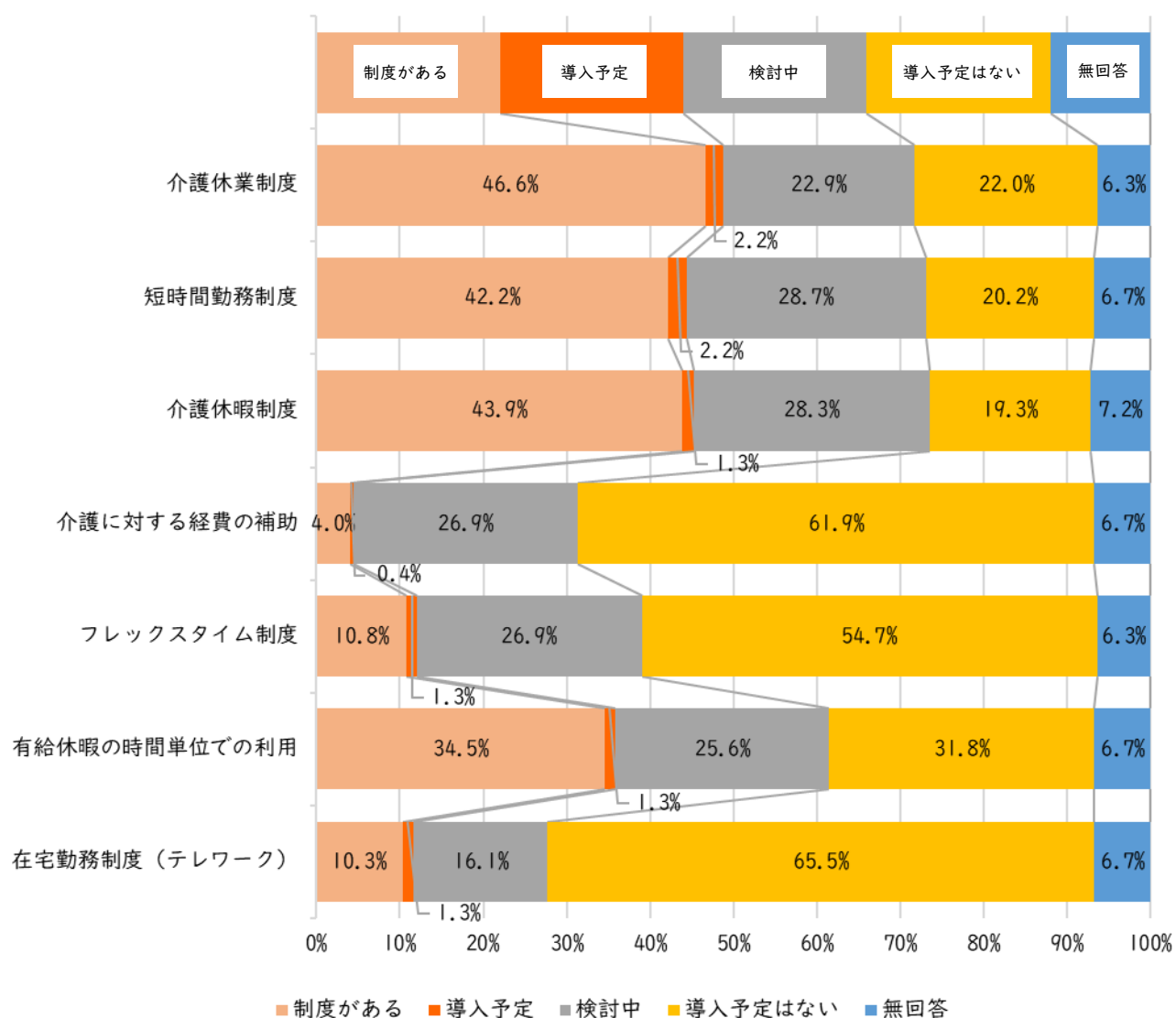
短時間勤務制度の「制度がある」と回答した事業所も同様に、従業員数 100 人以上の事業所の 92.9% (13 件)、10 人以上 99 人未満の事業所の 46.6% (62 件)、9 人未満の事業所の 25.0% (19 件) となっており、小規模な事業所が全体の割合 42.2% を大きく下回る結果となっています。

図表（回答用③） 介護を行う従業員を支援するために、設けている制度【正規職員】

制度があると回答した事業所 事業所規模別 (N=223)



図表３－９ 介護を行う従業員を支援するために、設けている制度【正規職員】(N=223)



・介護を行う従業員を支援するための制度【非正規職員】

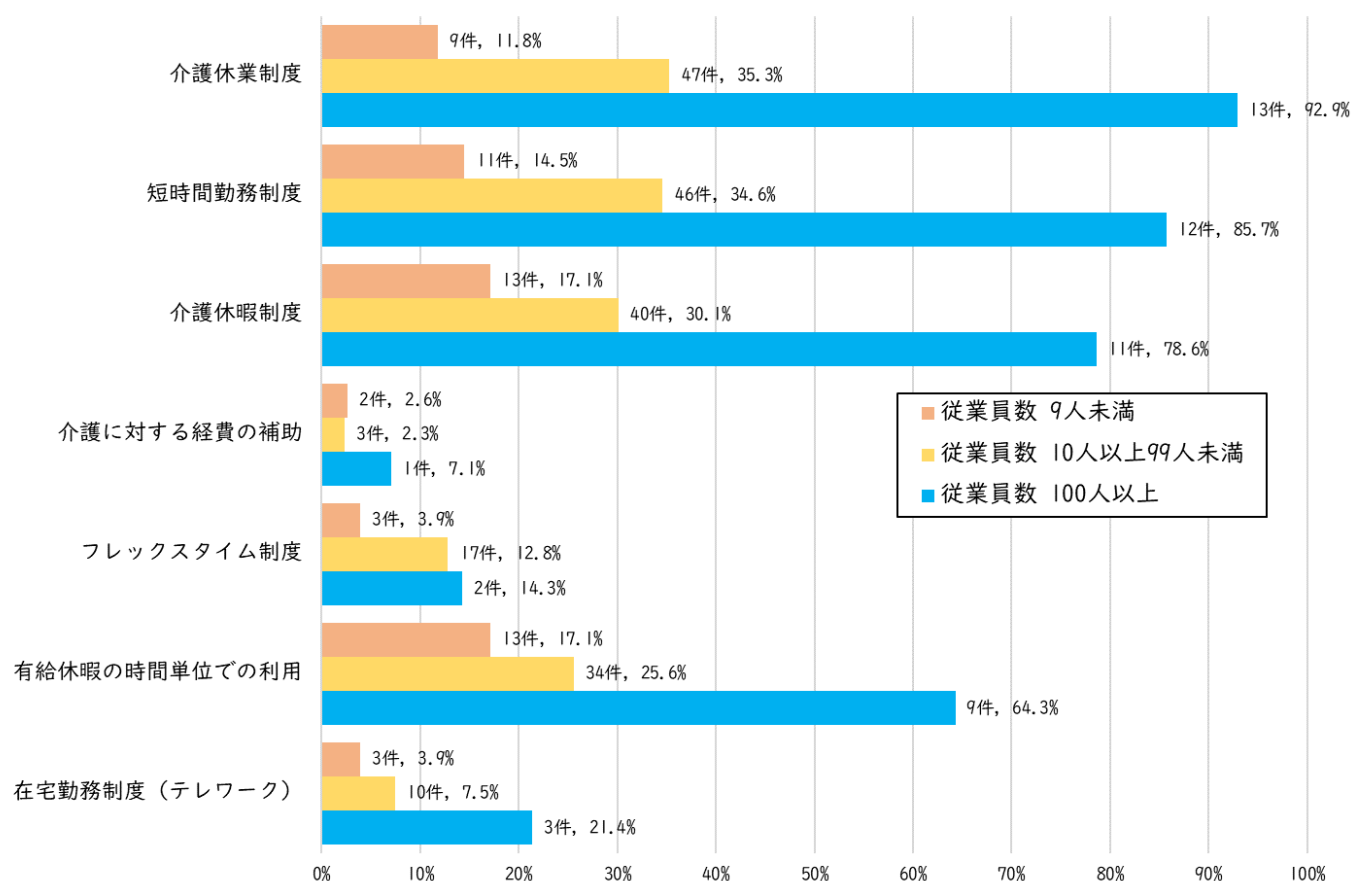
正規職員の場合と同様に全体的に事業所が小規模になればなるほど制度を設けている割合は低くなる傾向にあります。

介護休業制度の「制度がある」と回答した事業所は、従業員数 100 人以上の事業所の 92.9% (13 件)、10 人以上 99 人未満の事業所の 35.3% (47 件)、9 人未満の事業所の 11.8% (9 件) であり、小規模な事業所が全体の割合 30.9% を大きく下回る結果となっています。

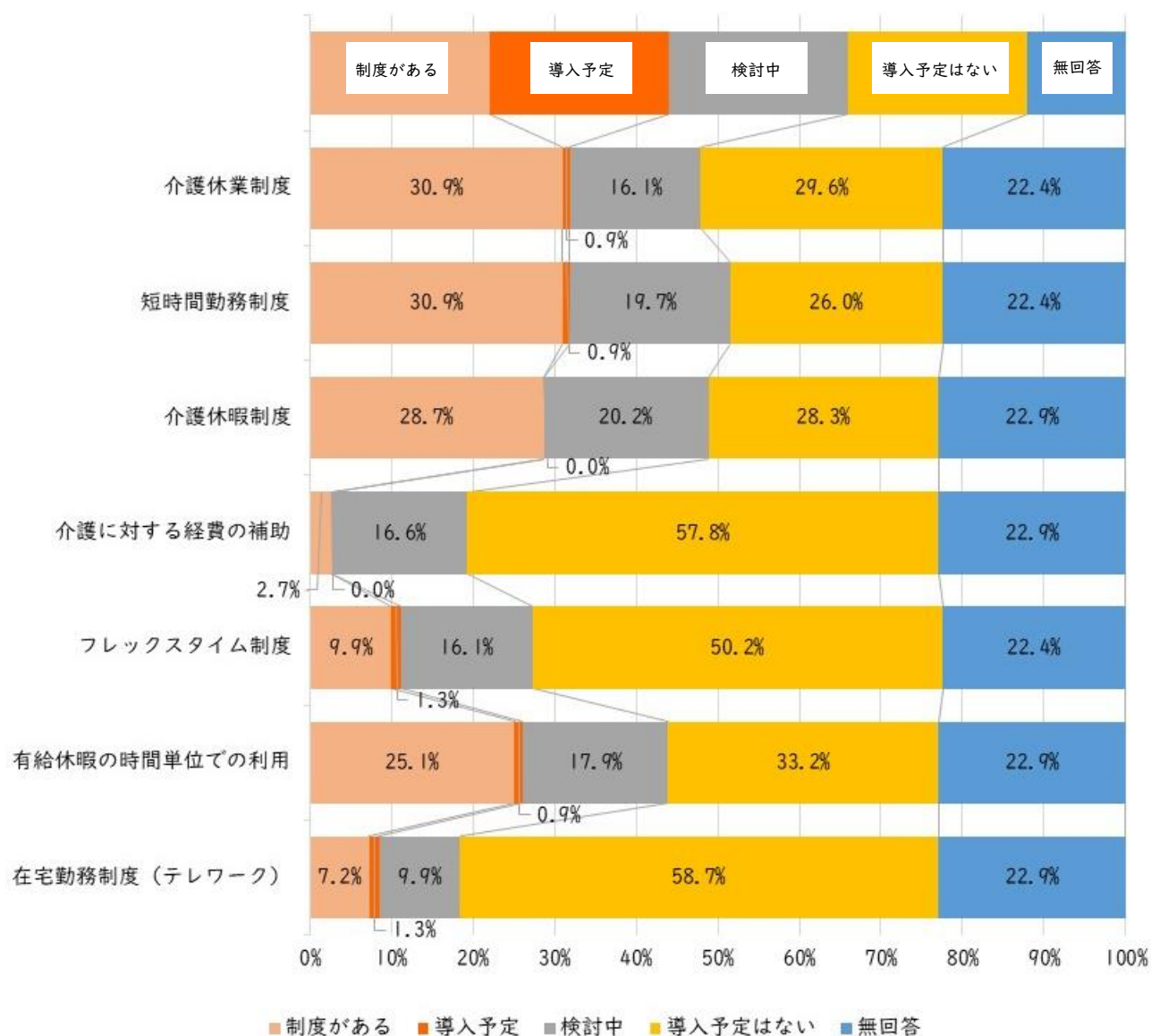
短時間勤務制度の「制度がある」と回答した事業所も同様に、従業員数 100 人以上の事業所の 85.7% (12 件)、10 人以上 99 人未満の事業所の 34.6% (46 件)、9 人未満の事業所の 14.5% (11 件) となっており、小規模な事業所が全体の割合 30.9% を大きく下回る結果となっています。

図表（回答用④） 介護を行う従業員を支援するために、設けている制度【非正規職員】

制度があると回答した事業所 事業所規模別 (N=223)



図表３－１１ 介護を行う従業員を支援するために、設けている制度【非正規職員】(N=223)



2 事業所アンケートの調査結果と育児・介護休業法の整理

育児・介護休業法では、育児・介護に係る休業制度、短時間勤務制度や子の看護休暇等は就業規則等で定めなければならない措置義務となっています。

これらの義務については、都道府県労働局が、事業所に対して報告を求め、必要な措置を助言、指導若しくは勧告を行うことができるとされています。育児・介護休業法の規定に違反している事業主は、勧告を受けた場合や報告の求めがあった場合において、報告を怠ったり虚偽の報告をした際には、企業名の公表や、20万円以下の過料が処されます。

市としましては、仕事と育児・介護の両立を図ることは、市の男女共同参画を推進するために必要不可欠なものであると認識しており、今回の調査結果のような状況にあることは不適切であることから、北海道労働局に現状を伝達いたしました。この無記名のアンケート調査結果のみで違法状態と判断することは難しいとのことですが、このようなアンケート結果が出たということは市としても周知不足は否めないため、今後も制度の周知・啓発等、事業所に向けた取組をこれまで以上に推進していく必要があると考えております。

図表（回答用⑤） 令和6年の育児・介護休業法等の見直しの概要



出典：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布）」（厚生労働省）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>)（令和7年2月12日にダウンロード）

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

改正の趣旨

- 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、仕事と介護の両立支援制度の個別周知と意向確認により効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うことが必要である。

見直し内容

	常時介護を必要とする状態	介護終了
介護休業	介護休業① 介護休業② 介護休業③	要介護状態にある対象家族について、介護の体制を構築(※)して働きながら対応できるようにするために一定期間休業するもの。 ※介護サービスの手続き等も含まれる 対象家族1人につき、通算93日、3回まで分割可能。
介護休暇	介護休暇 (1日) 介護休暇 (3時間) 介護休暇 (5時間) 介護休暇 (1日) 介護休暇 (1日)	要介護状態にある対象家族の介護・世話(※)をするための休暇。 ※通院の付き添い、ケアマネジャーとの打ち合わせ等 介護終了まで年間5日(対象家族が2人以上の場合は10日)、時間単位で取得可能。
所定外労働の免除	所定外労働の免除(残業免除)	介護終了まで何回でも請求可能。
時間外労働・深夜業の制限	時間外労働の制限(残業制限)・深夜業の制限	時間外労働の制限…1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限する制度 深夜業…午後10時～午前5時までの就業 介護終了まで何回でも請求可能。
選択的措置義務	選択的措置義務	事業主は利用開始から3年以上の期間内で2回以上、短時間勤務・フレックスタイム・時間出勤・費用助成*のいずれかを利用できる措置を講ずる義務(*費用助成は1回(一括払い)にすることが可能)。

■ 事業主に以下の措置義務。

- ・ 介護に直面した労働者が申出をした場合に、両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認
- ・ 介護に直面する前の早い段階(40歳等)の両立支援制度等に関する情報提供 ※併せて介護保険制度についての周知も望ましい(指針)
- ・ 研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備
※介護休業制度の目的(介護の体制を構築するために一定期間休業するもの)の理解促進を図る観点から、事業主による個別周知等を行う際には、その制度目的を踏まえることが望ましい(指針)。
- 介護期の働き方について、労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務。
- 介護休暇の勤続6か月未満の労働者の労使協定除外の仕組みは廃止する。

5

出典：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要(令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布)」(厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>) (令和7年2月12日にダウンロード)

3 市民アンケートの回答者の属性

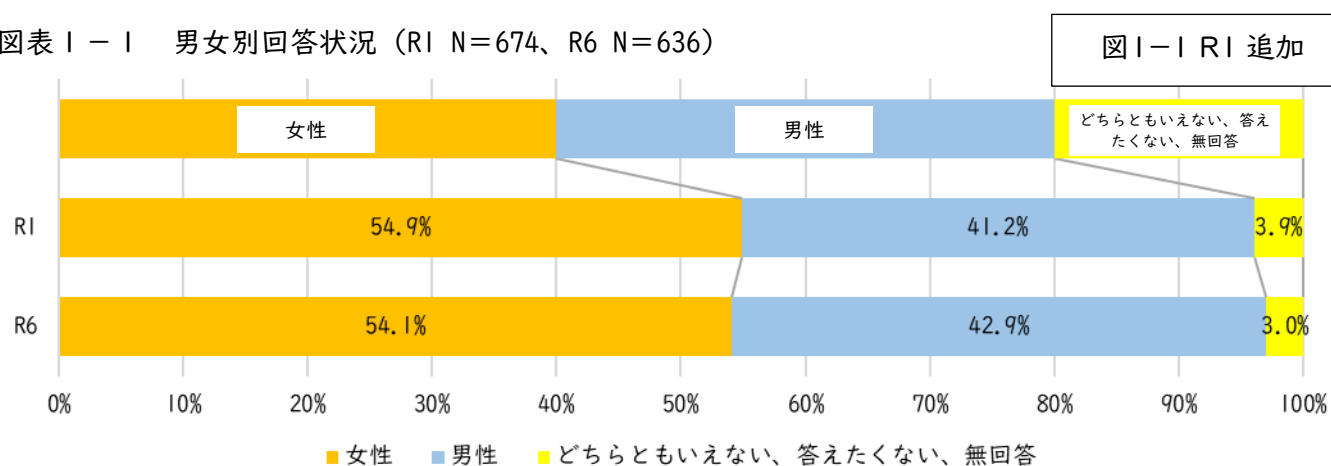
回答者の属性を経年比較できるように、市民アンケート結果に令和元年度のデータを以下のとおり追加します。

問1 あなたの性別

女性の方が男性より 11.2 ポイント高い 54.1% に回答いただいています。前回調査（令和元年）と比較すると、女性が 0.8 ポイント減少し、男性が 1.7 ポイント増加しています。

図表 1-1 男女別回答状況（R1 N=674、R6 N=636）

図 1-1 R1 追加



問2 あなたの年齢

「60～69歳」(22.2%)と「70歳以上」(22.0%)の回答が多く、60歳以上の方の回答は44.2%となり、前回調査(令和元年)と比較すると、2.7ポイント増加しています。

図1-2 RI 追加

図表1-2 年代別回答状況(RI N=674、R6 N=636)

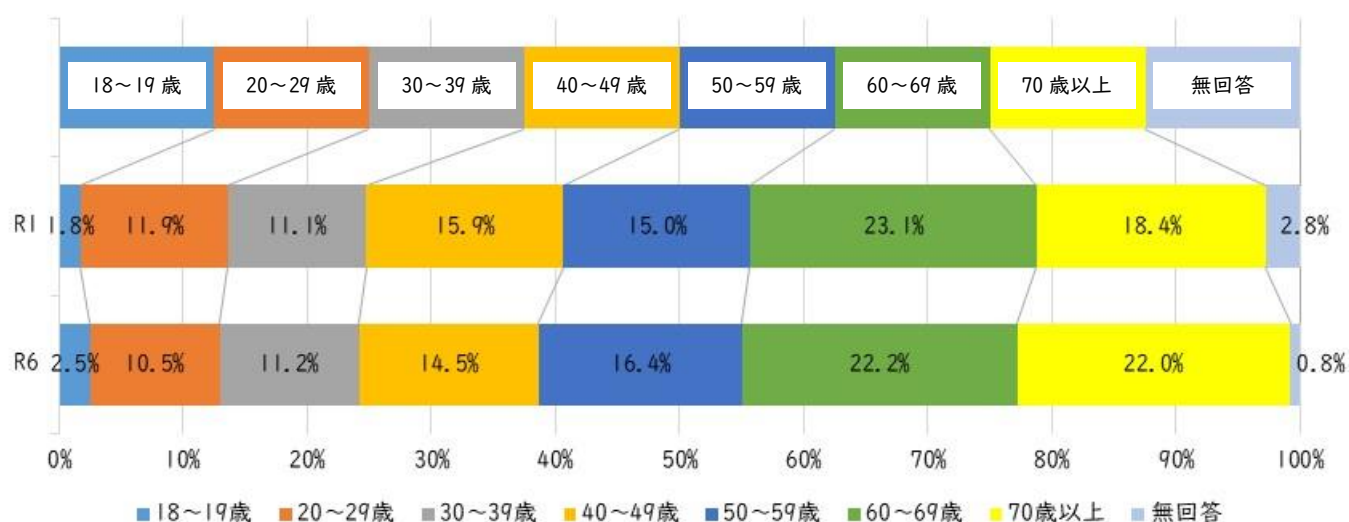
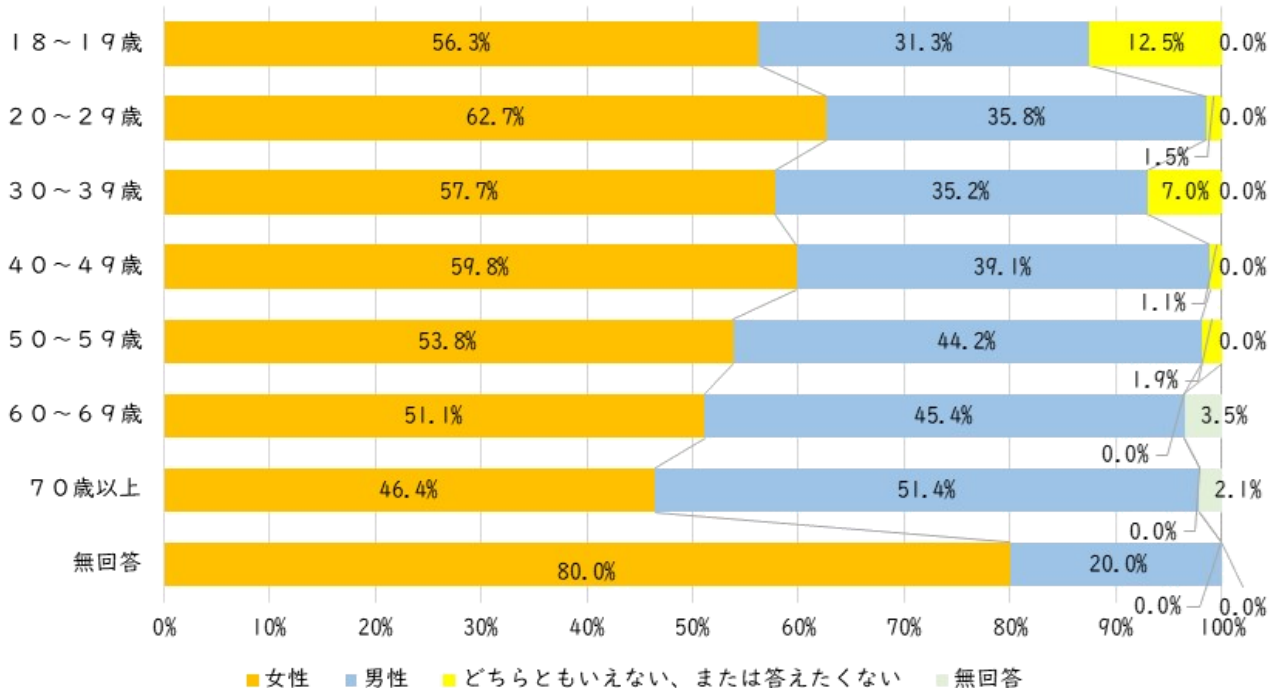


図1-3変更なし

図表1-3 回答者の年代別性別回答状況(N=636)



問3 あなたの職業について（主たる職業をお答えください）

本調査では、「正規の社員・職員（休業中含む）」（31.3%）の方からの回答が多くなっています。

その中で、女性の割合が80%を超えているのが「パート・アルバイト（週35時間以上）」（86.7%）、
「パート・アルバイト（週35時間未満）」（83.3%）、「家事専業」（94.7%）になります。

図表1-4 職業別回答状況（N=636）

図1-4 RI 追加

